

岐 阜 県 公 報

第 二 千 九 百 九 十 号
平 成 三 十 年 十 月 十 六 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の供用開始
(航空宇宙産業課) 六五五
(治 山 課) 六五五
(道路維持課) 六五六

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
個人演説会等を開催することができる施設の指定
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し
(選挙管理委員会) 六五六
(同) (六五八)
(同) (六五九)

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定
公共測量の実施
市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
(農地整備課) 六五九
(用 地 課) 六五九
(都市整備課) 六六〇

告 示

岐阜県告示第五百十六号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。
平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 有 効 期 限 変 更 前	変 更 後
株式会社水野鉄工所	〇 関市倉知四五三九番地一	平成 二九・六・三〇	平成 三〇・三・三三	平成 三三・三・三三

岐阜県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市川上字タハタ三〇七の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字タハタ三〇七の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字分田七七三の四、七七五の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告知年月日ほか)
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷一五八二番一三地先から同郡同町鶴見字境ヶ谷一六九六番六地先まで	一、三六・〇	平成三〇・一〇・一七	平成二五・四・二三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年十月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成30年9月3日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,684,132人
- 2 総数の50分の1の数
33,683人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
310,517人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	339,296	113,099
大垣市	147,816	49,272
高山市	75,419	25,140
多治見市	93,504	31,168

関	津川市	73,382	24,461
丹	津川市	65,725	21,909
美	濃浪市	17,689	5,897
瑞	浪島市	31,384	10,462
羽	島那市	55,750	18,584
恵	那加市	42,569	14,190
美	濃加茂市	42,459	14,153
土	岐原市	48,735	16,245
各	務原市	121,249	40,417
可	児市	94,976	31,659
山	県市	23,121	7,707
瑞	穂市	42,236	14,079
飛	騨市	20,982	6,994
本	巢市	42,994	14,332
郡	上市	35,657	11,886
下	呂市	28,016	9,339
海	津市	29,603	9,868
羽	島郡	39,027	13,009
養	老郡	24,603	8,201
不	破郡	28,611	9,537
安	八郡	19,997	6,666

増	豊 郡	57,177	19,059
加	茂 郡	42,155	14,052

岐阜県選挙管理委員会告示第一一九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することが出来る施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨を報告する。

平成三十年十月十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
可 見 市	今渡地区センター 和室1 和室2 ホール 体育室	可見市今渡1521番地4	32人 40人 300人 350人
	川合地区センター 研修室1 研修室2 和室1 和室2 ホール	可見市川合北二丁目14番地	30人 30人 30人 30人 280人
可 見 市	下惠士地区センター 和室1 和室2 和室3 視聴覚室1 視聴覚室2	可見市下惠士1673番地	34人 33人 33人 44人 31人
	体育室		
	土田地区センター 和室1 和室2 視聴覚室1 視聴覚室2 体育室	可見市土田2352番地2	350人 30人 30人 40人 40人 200人
	唯子地区センター 1階会議室2 2階会議室1 2階会議室2 2階会議室3 2階会議室4 体育室	可見市興唯子1011番地	75人 27人 27人 63人 27人 500人
	善里地区センター 会議室2 会議室3 和室1 和室2 ホール	可見市矢戸407番地	45人 40人 25人 25人 300人
	姫治地区センター 視聴覚室1 視聴覚室2 ホール 体育室	可見市下切1530番地	50人 25人 300人 300人
	平牧地区センター 和室1 和室2 視聴覚室1 視聴覚室2 体育室	可見市二野2547番地4	36人 36人 63人 30人 300人
	桜ヶ丘地区センター 視聴覚室 会議室2 会議室2	可見市豊ヶ丘六丁目1番地1	63人 66人 24人

会議室 2 会議室 2 4 体育室			24人 24人 700人
久々利地区センター 和室 ホール	可児市久々利1644番地1		40人 150人
広見東地区センター 和室 研修室 1 研修室 2 ホール	可児市瀬田1736番地		50人 30人 30人 300人
中恵土地区センター 会議室 1 会議室 2 和室 1 和室 2 ホール	可児市中恵土1896番地1		24人 24人 25人 25人 300人
広見地区センター 会議室 1 会議室 2 会議室 3 視聴覚室 体育室	可児市広見七丁目77番地		36人 36人 36人 60人 500人
兼山地区センター 和室 1 和室 2 会議室 1 会議室 2 会議室 3 ふれあいホール	可児市兼山701番地1		20人 20人 20人 20人 20人 200人

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取

消しをしたので、その旨を公表。
平成三十年十月十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
朝日大学歯学部附属病院	瑞穂市穂積1851番地1

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業益田北東部地区大町工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成三年一月一六日から
平成三年一月一三日まで

二 縦覧場所

下呂市役所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月十日から

平成三十一年三月二十五日まで

四 作業地域

恵那市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業期間

平成三十年十月十日から

同 年十月三十一日まで
四 作業地域
加茂郡富加町

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成三十年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 市街地再開発組合の名称

高島屋南市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十月十日から

平成三十五年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市神田町六丁目七番地二

五 設立認可の年月日

平成二十六年十月十日

六 変更認可の年月日

平成三十年十月二日

平成三十年十月十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社